

# 令和3年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和3年6月24日（木）  
【開会】 14時00分  
【閉会】 14時54分  
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満  
委員 高橋 美里  
委員 石井 孝  
教育長職務代理者 岡田 弘  
委員 岩切 貴乃

## 【欠席委員】

委員 田中 雅文

## 【出席職員】

教育次長 石井 宏之  
総務部長 森 有作  
教育政策室長 田中 一平  
教育環境整備推進室長 谷村 元  
職員部長 小澤 毅夫  
学校教育部長 大島 直樹  
健康給食推進室長 鈴木 徹  
生涯学習部長 岸 武二  
総合教育センター所長 佐藤 公孝  
庶務課長 日笠 健二  
庶務課担当課長 瀬川 裕  
教育政策室担当課長 二瓶 裕児  
教職員人事課担当課長 西田 寛  
教育政策室担当課長 永石 健  
庶務課課長補佐 田中 誠志  
指導課担当課長 高山 深紀世  
指導課指導主事 神成 聡子  
調査・委員会担当係長 長谷山 大介  
書記 畑山 拓登

## 【署名人】

委員 石井 孝  
委員 岩切 貴乃

( 1 4 時 0 0 分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日は、田中委員が欠席、岡田委員が遅れて到着される予定でございますが、教育長及び在任委員の過半数である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

本日の会期は、14時00分から15時15分までといたします。

## 3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

3月の定例会及び臨時会、4月の定例会及び臨時会、5月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

はい。

## 4 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

## 5 非公開案件

### 【小田嶋教育長】

本日の日程は配付のとおりでございますが、報告事項No. 4は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、訴訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、この案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

### 【各委員】

<了承>

### 【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

## 6 署名人

### 【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

石井委員と岩切委員をお願いいたします。

## 7 報告事項 I

### 報告事項No. 1 令和3年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況について

### 【小田嶋教育長】

それでは、まず、報告事項Iに入ります。

「報告事項No. 1 令和3年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況について」の説明を、教職員人事課担当課長お願いいたします。

### 【西田教職員人事課担当課長】

それでは、「令和3年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況について」報告させていただきます。資料のほうを御覧ください。

表左側の今年度の「受験区分」は、小学校、中学校/高等学校、高等学校（工業）、特別支援学校、養護教諭としております。また、表最下段のとおり、それぞれの区分の応募人数の総計で1,092名となりました。

受験区分別の応募人数と応募倍率ですが、小学校区分は514名で2.7倍、中学校/高等学校区分の小計は434名で8.3倍、高等学校（工業）区分は6名で0.8倍、特別支援学校区分は65名で6.5倍、養護教諭区分は73名で9.7倍でした。全国的に教員志願者数が減る傾向にある中、今回の応募者数の総数が1,092名で、昨年より66名の減少となりました。

表最下段のとおり、応募倍率の総計は4.1倍で、前年度と比べて0.5ポイント減少してお

ります。応募倍率の前年度比の内訳は、小学校区分は0.5ポイント減、中学校/高等学校区分は同倍率、特別支援学校区分は2.9ポイントの増、養護教諭区分は2.7ポイントの減となっております。

今後、大学や自治体の受験状況や採用状況等について、情報収集と分析を行い、来年度の教員採用試験の募集に関する広報活動等の改善を引き続き図ってまいります。

本資料下段の今年度の「試験日程」でございますが、7月11日曜日に第1次試験を実施いたします。新型コロナウイルス感染拡大防止や安定的な試験運営の観点から、地方会場を中止するとともに、新たに幸高校を含め市内3会場で実施いたします。

第2次試験については、8月10日火曜日に実技試験、8月16日から9月17日までの間に面接試験を行い、最終合格発表を10月15日に予定しております。試験実施に当たりましては、感染予防対策を十分に行い、例年どおりの内容で実施する方向で検討を進め、関係部署等と連携しながら、よりよい人材を採用してまいります。

報告は以上となります。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

高橋委員。

#### 【高橋委員】

質問が二つあります。まず一つ目ですけれども、4月にも学校の先生の関係で「教師のバトン」というツイッターの関係とかで、学校の先生の働き方とか、そういうのでいろいろ話題になったりしたことではありますが、1,100人近くの方が川崎市のほうに先生としてなりたいということで応募していただいてありがたいなというふうに思っております。とはいっても、恐らく人数は少しずつ減っているというところは、このところの状況として変わっていないと思うのですが、思ったより減らなかったという感じなのか、募集人数は増えたのに応募人数は少し減ってしまったというところで、思ったより減ってしまったのかという、その辺りをどのように考えられているのかというところが1点。

あと、先ほど第1次試験で地方会場が中止にされたということを伺ったのですが、説明会も地方会場は中止にしたんですって。

#### 【西田教職員人事課担当課長】

2会場だけ行いました。

#### 【高橋委員】

なので、地方からの応募が大体どのくらいあるのかということと、地方会場が中止になることでの影響というのが、どんな感じなのかということをお聞きできればと思います。

#### 【小田嶋教育長】

では、2点についてお願いします。

**【西田教職員人事課担当課長】**

ありがとうございます。まず、人数の減少傾向は、5年とか3年のスパンで見ると、やはり否めないなというところは感じているところです。ただ、県内の他都市について、現在報道発表をされているところで、本市も本日以降報道発表させていただくのですが、どこも50人から、特に小学校で目立つのですが、応募者数が50から100程度減っている状況になっています。その点、何とか応募人数については、ほぼほぼ本市は小学校に関しては横ばいということだったので、どうしても募集人数が多い分、倍率は下がってしまいますが、それだけの一定数の受験者の方が川崎を望まれているということは、思ったより広報活動の成果が出ているのかなという感触を今のところ持っています。ただ、来年度以降に向けては、やはり広報活動、引き続き改善を図り、川崎の魅力を伝えていかないと、この減少傾向は当分引かないかなというふうには感じるところです。

それから2点目ですけれども、地方会場の中止ということで、今年度、実は募集を締め切った後にいろんな要素から中止の判断をさせていただいたのですが、実は応募時点では愛知会場のほうで130名ほど、宮城会場のほうで20名ほどの応募がございました。ですので、川崎に変わったというところで、そのまま受験していただけるかどうかはまだ分からないところですが、この影響というと、なかなか難しいところではあるのですが、川崎を御希望されて来ていただけるということですので、ぜひ当日は受験していただいて、何とか受けていただけないかなと感じているところです。

**【高橋委員】**

小学校のほうは何とか減らないでとどまっているということで、4月に見せていただいた動画ですとか、ツイッターでのいろんな情報発信ですとかが成果を上げているのかなということで大変よかったなと思います。

愛知、宮城から150名ぐらい申込みがあるということですが、例えば、地方から受けられる方々に宿泊どうしたらいいですかとか、そういう相談の受付みたいな、サポートみたいなものというのは事務局のほうでされたりするのでしょうか。

**【西田教職員人事課担当課長】**

過去そういうお問合せがあまりなかったものですから、ただ、お電話で御相談があれば、例えばホテルが集まっている町の駅の情報とか、そういったことはもちろんお返事するつもりではあります。

**【高橋委員】**

地方からこちらに来られるのに不安に思われる受験者さんもいるかもしれないので、そういうサポートもしていただければと思います。引き続きよろしくお願いします。

**【西田教職員人事課担当課長】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。岩切委員。

**【岩切委員】**

御説明ありがとうございました。

減少傾向のことについてお聞きしたいと思います。この志願者の減少傾向というのは、全国で皆さん同じように見られている傾向なのか、あるいは首都圏に特異的なのかというところ。

それと、もう一つの観点ですが、昨年からのコロナの影響ということもあって、感染者数の多い首都圏関係で、何か地方から首都圏のほうに行きたくないような、そういったお話があるのか、何かその辺もし御存知のことがあれば情報を提供していただければと思います。

**【西田教職員人事課担当課長】**

まず減少傾向についてなんですが、まだ分析のほうを細かくしている段階ですけれども、やはり全国的に減少傾向が続いているというような様子は見られています。

それから、いくつかの大学、あまり多くはなかったのですが、私も名古屋のほうの大学ですね、東海地方の大学四校くらい回らせていただいたのですが、特にコロナの影響で変わったところ、見合わせるというようなお声は全く聞こえてきませんでした。逆に首都圏のどちらかの自治体を併願先として希望されていて、その中で川崎を選んでいただいたというような印象があります。

**【岩切委員】**

ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

ほかに。石井委員どうぞ。

**【石井委員】**

応募者の男女別というのが、もし分かれば教えていただけますか。

**【西田教職員人事課担当課長】**

すみません。大変申し訳ないのですが、男女別のところはまだ細かく精査してないところがございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはよろしいですか。岡田委員よろしいですか。

**【岡田委員】**

大丈夫です。

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項N o. 1は承認といたします。

## 報告事項N o. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項N o. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を庶務課担当課長お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、報告事項N o. 2「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。

報告事項N o. 2の1ページを御覧ください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告し、承認を求めますのでございます。

初めに、「1 臨時代理した事項」の「(1) 制定した訓令」につきましては、「川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令」でございます。

次に、「(2) 内容」につきましては、在宅勤務制度を新設するため、服務上の取扱いを明記し、手続について規定するものでございます。

次に、「(3) 施行期日」につきましては、令和3年6月1日としたものでございます。

次に「2 臨時代理を行った日」は、令和3年5月31日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和3年6月1日からのテレワーク用端末の本格使用開始に伴い、在宅勤務制度を新設するため、同日までに訓令の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

最後に、今回の改正により導入いたしました本市における在宅勤務の概要について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

「川崎市教育委員会テレワーク実施要領」でございます。在宅勤務について、手続や承認要件の詳細を定めております。

第1章は、「テレワークの概要」として目的等が定められております。

「2 定義」の表の1項目めのテレワークとは、「ICTを活用した場所や時間を有効に活用する柔軟な働き方のこと」と定義され、在宅勤務はテレワークによる勤務の一種とされています。

第2章は「在宅勤務」でございます。在宅勤務の対象職員は、「1 対象職員」の(1)から(3)に定められているとおり、在宅勤務における職務の大部分を職場から自宅に持ち帰るテレワーク専用端末やモバイルルータ等一式のテレワーク用端末で実施できることが必要で、窓口業務が大

部分を占める場合などは対象外となります。

次に、「2（1）勤務場所」は原則自宅で、「（2）実施単位」は原則1日単位、「（3）実施の上限」は1週間につき2回までとされています。

6ページ以降には、実施の流れやサービス等が定められていますので、御覧いただければと存じます。

本市においては、コロナ禍における接触機会の低減のため、在宅勤務を含めて様々な取組を活用するとともに、テレワークの実践により、市民サービスの質や業務継続性の向上を図り、職員のワーク・ライフ・バランスの実現につなげてまいります。

説明は、以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

質問等ございますでしょうか。

高橋委員。

#### 【高橋委員】

御説明ありがとうございました。

このテレワークの対象は、先生は抜かして、事務局の方という理解でいいですか。

#### 【日笠庶務課長】

5ページで見ていただいたテレワークの実施要領で、対象職員となっていますけど、基本的に教職員を除くとはされてはおりません。ですから、対象として教職員も含まれるという形にはなっております。ただ、「2 定義」のところで、「用語の定義は以下のとおりとする。（本要領においてはテレワーク用端末を利用して行うものに限る）」とされている、テレワーク用端末というのは、事務局職員一人一人に配布され、活用している川崎市のイントラネット用のパソコンをテレワークとして遠隔で使えるパソコンのことを指します。このイントラネットパソコンというのは教職員の方だけに配付されておきませんので、そういう意味では、今のところ実施するテレワークを教職員の方ができる環境にはなっていないということです。これは逆に、これを推進している市長事務部局のデジタル化推進室というのがあるのですけれども、特に教職員を市として除くということを積極的に推奨しているわけではなくて、逆にそういう環境を整えればやってもいいし、それこそ今教職員が持っているGIGA端末とか、そういったものを含めて使ってもいいとはされているのですが、ただ、現状において、学校現場で児童・生徒と対することが教職員の方々の本来業務であるということを考えますと、いわゆる在宅勤務になじみづらいということもございますので、教職員の方については、環境が整ってないということもございますので、今のところ対象にはしていないと。事実上、テレワークの在宅勤務ができる状態にはなっていないということでございます。

#### 【小田嶋教育長】

よろしいですか。

#### 【高橋委員】



何となく去年の状態だと、本当に完全にオンラインになる期間が何回か来るんじゃないかというような心配があったので、やっぱり先生方の業務も在宅とかでできるようになったほうがいいのかなとか。実際に休校期間に少し在宅勤務というか、何というんですか、学校に来ない日があったみたいなことをたしか聞いたような気もしたので。それは、例えば今のコロナの状況を見ますと、学校は完全休校ということは大分そういうリスクは減ったかなと思っているので、無理に先生方のテレワークを進める必要はないのかなとは思うのですが、やっぱり先生方のワーク・ライフ・バランスとか、あと学校の仕事もいろいろと文科省のほうで整理されたりとか。あと実際、自分の子供が行っていた私立の学校では、先生が完全在宅の日とかもあったので、できないことはないだろうなど。大学の先生も在宅でやってらっしゃる場合もあるので。例えば、小・中は無理だけど高校はできるかもしれないとか、可能性はあるかなと思うので、無理にすぐにやっておけではないですけど、やっぱり何が起こるか分からない。例えば、地震とかそういう災害とかもこれから起きる可能性も高いので、選択肢として検討を続けていただけたらいいなというふうに思います。よろしくお願いします。

#### 【日笠庶務課長】

今の話に少し補足させていただきますと、そういった検討では環境が整っていないと申し上げましたけれども、今回、学校が夏休みの期間中に、ここで研修を先生方はやられるのですが、オンライン研修でやる分については、あくまでも試行的ではありますが、夏休みは先生方休暇を取られる方もいらっしゃいますので、夏休みのときにわざわざオンラインで受ける研修のために学校に出てくることなく、このときだけは試行的に在宅での研修事項も認めようということで、今、準備しているところでございますので、高橋委員がおっしゃられたように、こちら市全体として教職員の方を除くという方針でやっているわけではないので、いろんな可能性は、今後確認して検証していきたいと思っております。ありがとうございます。

#### 【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

岩切委員。

#### 【岩切委員】

二つ質問と一つお願いがあります。

二つの質問の一つ目ですけど、実施の上限を1週間に2回までとしている上限の理由、何かあったら教えてほしいということと、あと、対象職員の仕事の中で、職務遂行が可能な業務がありというふうに書いてあるのですが、これはない場合にはないのかということも教えていただけたらと思います。

最後のお願いのところですが、次のページにもございますが、セキュリティ問題、かなりシビアなものも扱っていかれることになると思いますので、セキュリティのほうはぜひしっかり徹底していただけたらなというふうに思っております。

二つの質問よろしくお願いします。

#### 【日笠庶務課長】

まず、最初の1週間に2回としている理由ですけれども、これは私どもも明確に2回ということ合理的に説明する理由というのは、市長事務部局のほうでもともと作ったもので、正確には聞いていないですけど、考えられることは、上限をなくしてしまうと、ずっと在宅勤務でやり出すという職員が出かねない。そうすると出勤管理とか、サービス管理とか、そういった中で問題が生じるおそれがあると。全てが全てその辺は管理上の理由かなと。まだ今年6月1日に始まったばかりですので、今後の在宅勤務の状況なども見極めながら、実施可能な職場についてはもう少し広げたりする可能性はあるかと思えますけれども、理由としては恐らくそういった理由かなと思えます。

それから、職務可能な方以外では逆にできないのかということですが、そうですね、そういう意味ではそういうことだと思うのですが、一応、実施可能な業務というのが、先ほどの実施要領の5ページの一番下のところにございまして、「(1) 実施可能な業務」ということで、川崎市のイントラネットの業務全般ということで、文書管理システム、財務システムとか、それからグルカワの閲覧、メールの送受信、次のページにあるワード・エクセル、この辺りは同様のパソコンで使えると思うのですが、庁内共有フォルダ、ファイルサーバの利用ということで、普通我々が業務を行う上で逆にこれ以外の業務があまりないというか、これがほぼ全てを網羅しているので、そういう意味では、普通に事務作業をしている職員はほとんど該当すると思えます。ただ、最初のところで、役所の窓口とか、どうしても窓口業務がメインの職員はさすがに在宅というわけにはいきませんので、そういう職員は難しいということで、日常的な事務作業をする分にはほとんどがその対象に該当するのかなと思えます。

セキュリティにつきましては、十分注意してまいりたいと思えます。

#### 【岩切委員】

ぜひ積極的にこういったことも進めていただけたらなと思えます。ありがとうございました。

#### 【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<承認>

#### 【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認といたします。

### 報告事項No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

#### 【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を庶務課担当課長お願いいたします。

**【瀬川庶務課担当課長】**

それでは、報告事項No. 3「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。

報告事項No. 3の1ページを御覧ください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告し、承認を求めますのでございます。

初めに、「1 臨時代理した事項」の「(1) 制定した規則」につきましては、「川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則を廃止する規則」でございます。

次に、「(2) 内容」につきましては、「川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則を廃止するもの」でございます。

次に、「(3) 施行期日」につきましては、公布の日としたものでございます。

次に「2 臨時代理を行った日」は、令和3年6月23日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和3年第2回川崎市議会定例会において可決された「川崎市学校給食物資購入資金条例を廃止する条例」が同年6月23日に公布、施行されることに伴い、この規則もまた同日から施行する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

御質問等ございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、報告事項No. 3について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 3は承認いたします。

**8 議事事項 I**

**議案第8号 令和4年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について**

**【小田嶋教育長】**

次に、議事事項 I に入ります。

「議案第8号 令和4年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について」の説明を指導課担当課長お願いいたします。

## 【高山指導課担当課長】

それでは、よろしくお願いいたします。

議案第8号「令和4年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱」につきまして、初めに、川崎市立特別支援学校の現状について御説明させていただきます。

別紙資料1「令和3年度川崎市域の特別支援学校所在図」を御覧ください。川崎市域の県立及び市立特別支援学校の所在地を示した地図でございます。地図中に示している学校は、今回の議案に関連する学校で、番号もつけておりますので御確認ください。

それでは、川崎南部の地域から御説明いたします。川崎区には、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を設置する田島支援学校があります。同校には高等部のある①の本校と、小・中学部のある②の田島支援学校桜校、さくら小学校内に③さくら分教室があります。次に、中原区です。④の聾学校がございます。聾学校は、聴覚障害教育部門の幼稚部から高等部まであります。次に、高津区です。⑤の中央支援学校本校には知的障害教育部門の中学部、高等部があり、中原区の聾学校内に⑥の高等部分教室を設置しております。このほかに、中央支援学校は中原区の⑦大戸小学校と多摩区の⑧稲田小学校にそれぞれ知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を有する分教室があります。

続きまして、県内公立特別支援学校高等部知的障害教育部門の入学者選抜に関する基本的な考え方について御説明いたします。

別紙資料2の「①基本的な考え方」の(2)を御覧ください。

「特別支援学校高等部の知的障害教育部門への入学を希望する者で、志願資格に該当する者は全員受け入れます」と示されており、県教育委員会と連携し、例年入学者選抜を実施しているところでございます。ただし、近年入学希望者が多いことから、志願が一部の学校に集中しないように、在籍している学校と相談しながら志願先を決めていきます。一部の学校に志願が集中した場合については抽選を実施することとしております。

それでは、議案第8号の「令和4年度川崎市立特別支援学校高等部の入学者選抜及び選抜要綱」を御覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目の「1 志願資格」についてです。前期選抜の志願資格を有する者は、資料(1)のアからオに示しているとおり、本人及び保護者が市内に居住する者、義務教育課程修了と同等以上の学力がある者、障害の状態が該当する者、指定地域または調整地域に居住する者、志願相談を済ませた者等の全てに該当する者としております。なお、指定地域と調整地域については後ほど御説明いたします。

続きまして、「(2)後期選抜」の志願資格を有する者につきまして、前期選抜のアからウに加え、前期選抜で入学が決まらなかった者、後期選抜に係る志願相談を済ませた者としております。

「2 募集人数」につきましては、県教育委員会と連携を図りながら、入学を希望する志願者数を把握した上で教育長が別に定めることとしております。

ページをおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

「3 志願日程」から3ページの「5 併願の禁止」につきましては記載のとおりでございます。

「6 志願変更」につきましては、志願調整期間内に募集人数より志願者が少ない学校への変更に関し、所定の手続を済ませた上で認めるものとします。

「7 選抜の日時及び場所」につきましては、前期選抜は令和3年12月2日木曜日、後期選

扱は令和4年1月20日木曜日とし、予備日は記載のとおりです。予備日での選抜検査の実施は、受検生が体調不良やインフルエンザ等に罹患した場合、志願する特別支援学校が臨時休業となる場合、悪天候等により公共交通機関が利用できない場合などとしております。

4ページを御覧ください。

「8 抽選の実施」につきましては後ほど御説明いたします。

「9 選抜の内容」につきましては、学力検査、体力・運動能力検査、面接等を実施いたします。後期選抜につきましては校長が指定する内容とします。

「10 選抜の結果の通知」につきましては、12月2日の検査日に選抜検査を受けることができず、予備日に受検した者に配慮するため、合格通知発送につきましても幅を持たせております。

「11 入学の許可」、「12 入学手続の内容」につきましては、記載のとおりです。

「13 その他」につきましては後ほど御説明いたします。

5ページを御覧ください。

各特別支援学校前期選抜の指定地域・調整地域について御説明いたします。川崎市におきましては、通学時間や通学方法の状況などを勘案し、受検を可能とする指定地域と調整地域を設定し募集を行っております。各学校の指定地域、調整地域につきましては別表のとおりです。

次に、受検者数が募集人数を上回った場合の抽選の実施についてですが、県と同様の方法で実施をいたします。

5ページ中段の右側を御覧ください。

前期選抜におきまして、受検者をaからdに区分して抽選の対象者を絞ります。抽選を実施する際には、左の図に示したように、a区分の受検者に配慮するため、b、c、dの区分の受検者から抽選を実施いたします。なお、前期選抜において抽選に漏れた受検者につきましては後期選抜を受検することができます。

6ページを御覧ください。

後期選抜についてでございます。後期選抜は、前期選抜の合格者が募集人数に満たない学校のみを実施いたします。後期選抜におきましても、志願者数が募集人数を上回った場合には抽選を実施いたします。後期選抜につきましては、ア区分の受験者に配慮するため、抽選方法をこのように取らせていただいております。近年、前期選抜、後期選抜ともに抽選は実施してございません。

4ページにお戻りください。

「13 その他」でございますが、アスタリスクの二つ目、義務教育課程を既に卒業または修了した方で、川崎市立特別支援学校の受検を希望する方は、教育委員会事務局に必ず事前相談をしていただくこととします。また、状況により希望に添えない場合があることを記載しております。近年、義務教育課程を既に卒業又は修了した方の事前相談のお申込みはいただいております。

次に、「令和4年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱」について御説明いたします。

お手元の資料7ページを御覧ください。

中央支援学校高等部分教室は、市立聾学校内に平成23年度に開設され、社会人として、企業就労を含め、自立した生活を送っていくための社会性・自己管理能力・豊かな心を育てることを目標に、地域や時代のニーズに合った教育を実施しております。

それでは、7ページ目「1 志願資格」を御覧ください。

前期選抜の志願資格を有する者は、資料（1）のアからカに示しているとおりでございます。知的障害教育部門の志願資格のア、イに加え、集団学習が可能であり就労を希望する者、自力で通学ができる者、志願相談を済ませた者等の全てに該当する者としております。

後期選抜の志願資格を有する者は、前期選抜のアからオに加え、前期選抜で入学が決まらなかった者、後期選抜に係る志願相談を済ませた者としております。

「2 募集地域及び募集人数」につきましては、川崎市全域を募集地域とし、募集人数は、他の特別支援学校同様、教育長が別に定めることとしております。

8ページ目「3 志願日程」以降につきましては、記載のとおりでございます。

9ページ目「8 選抜の内容」につきましては、学力検査、運動能力検査、作業能力検査、日常生活能力検査、面接等を実施いたします。

10ページの「9 選抜結果の通知」以降の記載につきましては、お示ししたとおりでございます。

続きまして、11ページ目「令和4年度川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱」について御説明いたします。

11ページ目「1 志願資格」につきましては、資料の（1）から（4）全てに該当する者といたします。詳細につきましては、資料で御確認ください。

「2 募集地域及び募集人数」につきましては、募集地域は川崎区と幸区の一部となります。募集人数につきましては、教育長が別に定めることとしております。

「3 志願日程」以降の内容につきましては、記載のとおりです。

13ページ目「7 選抜の内容」につきましては、学力検査、体力検査・運動能力検査、面接、その他校長が指定する内容を実施いたします。

「8 選抜結果の通知及び通知日」以降につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、14ページをお開きください。

「令和4年度川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱」について御説明いたします。

訪問教育とは、通学することが困難な生徒に対して、教員が自宅を訪問し教育を行うものでございます。

14ページ目「1 志願資格」につきましては、資料の（1）から（4）に示す全てに該当する者といたします。詳細につきましては、資料で御確認ください。

「2 募集地域及び募集人数」につきましては、川崎区と幸区の一部、募集人数は教育長が別に定めるものとしてございます。

「3 志願日程」以降の内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、15ページ「7 選抜日時及び場所」につきましては、学校へ来校することが困難な場合も想定されますので、校長が指定する日時及び場所としており、16ページ目の「8 選抜の内容」につきましては、書類審査と面接を実施いたします。

「9 選抜結果の通知以降」につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、「令和4年度川崎市立豊学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱」について御説明いたします。

17ページ「1 志願資格」につきましては、資料（1）から（5）の全てに該当する者とし

ております。詳細につきましては、資料で御確認ください。

「2 募集地域」は、原則として川崎市全域としております。原則としてという表現を使いましたのは、聾学校は県内に4校しかないため、横浜市に在住する聴覚障害幼児・児童・生徒のうち、川崎市に近く、横浜市立ろう特別支援学校へ通うことが困難な者が入学する場合があるためでございます。また、逆に本市の聴覚障害幼児・児童・生徒が横浜市立ろう特別支援学校や神奈川県立平塚聾学校に入学する場合もあり、神奈川県や横浜市との連携の下に聴覚障害教育が行われているところでございます。

「3 募集人数」は、普通科、ライフクリエイト科ともに教育長が定めることとしております。ライフクリエイト科とは、生徒の障害の状況や多様な進路希望にも柔軟に対応するために、パソコンの技能習得にも力を入れながら、環境・福祉・リビングデザイン等の広がりを持った教育課程を実施している科でございます。

17ページの下段の「4 志願日程」以降の内容につきましては、記載のとおりでございます。

19ページ目の「8 選抜」の内容につきましては、学力検査、面接、その他校長が指定する内容を実施いたします。

「9 選抜結果の通知」以降は記載のとおりです。

ページをおめくりいただきまして、最後に「令和4年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜要綱」について御説明いたします。

20ページ目「1 志願資格」を有する者は、資料の(1)から(4)に示しているとおり、平成30年4月2日から令和元年4月1日までに生まれた者、原則として本人及び保護者が市内に居住する者、聴力の状態が該当する者、志願相談を済ませた者等、全てに該当する者としております。

なお、「2 募集地域」につきましては、原則として川崎市全域としております。原則としたことにつきましては高等部と同じ理由でございます。

「3 募集人数」は、教育長において別に定めることとしております。

「4 志願日程」以降の内容につきましては、記載のとおりでございます。

21ページ目の「8 選抜の内容」につきましては、健康診断、総合観察、保護者面接、その他校長が指定する内容を実施いたします。

「9 選抜結果の通知」以降は記載のとおりです。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。市内の特別支援学校また分教室等の入学者選抜をまとめて説明していただきました。質問等はございますでしょうか。

岩切委員。

#### 【岩切委員】

御説明ありがとうございました。

説明資料の5ページ目のところに別表というのがございまして、前期選抜の指定地域及び調整地域というものが書かれております。ここの中で田島支援学校、そして中央支援学校の区分が書いてございますが、調整地域のところにある中央支援学校のところに麻生区と書いてございます。

麻生区の指定地域のところがどこにも見当たらないのですが、これは県立の麻生養護学校に行けるという理解でよろしいでしょうか。

**【高山指導課担当課長】**

御指摘のとおりでございます。麻生養護学校と、それから県立あおば支援学校が新しくできましたので、そちらのほうに麻生区の方が選択して志願ができることとなっております。

**【岩切委員】**

ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがですか。

高橋委員。

**【高橋委員】**

入学選抜要綱と直接関係ないですけど、ちょっと教えていただければと思いますけれど、軽度の知的障害の高等部について、例えば、最近発達障害でLDの方、お子さんが掘り起こしが進んだというか、私も知っている親御さんと話したりしているときに、普通の中学校に行っているんだけれども、将来のことを考えたときに、やっぱり就職の支援がしっかりしている特別支援学校の高等部の知的障害の軽度のほうに行くというような選択肢もあるよねという話が出たことがあって、ステレオタイプのイメージですと、中学校の支援学校から支援学校とかというパターンが多いのかなと思うのですが、普通中学の支援級とかから特別支援学校の高等部に行くお子さんが増えたりしているというような動向とかあったりすれば教えてください。

**【高山指導課担当課長】**

御質問ありがとうございます。ただいまお示ししてございます知的障害教育部門の要綱の中には、知的障害を有する者と書いてございます。御指摘のとおり、LDのお子さんなどは、なかなか学習が身につかなかつたり、みんなと学習する速度等、乗っていけないお子さんがいらっしゃると思うのですが、そういう状態と知的障害というのは別に考えさせていただきまして、LDのお子さんであっても適切な支援を受けることによって力を十分に発揮できる方と認識しておりますので、LDの方が知的障害であるということとは違うことと認識してございます。そういったことも含めまして、知的障害教育部門の教育課程を編成している特別支援学校ですので、発達障害ですとか、知的障害ではない方につきましては、中学校のほうで丁寧に進路相談をしているところでございます。

**【高橋委員】**

すみません。誤解しているところがあったので説明していただいてありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。岩切委員。



**【岩切委員】**

人数のことについての質問になります。先ほど人数が増えているというお話があったかと思えます。そして、ここの募集の人数のところは教育長が別に定めるということで、特に定員を設けていないのですけれども、今、全ての支援学校でも、そのキャパシティーといいますか、収容の可能性というか、足りているというふうに考えてよろしいでしょうか。

**【高山指導課担当課長】**

御質問ありがとうございます。国のほうでは新たな設置基準をこの夏ぐらいにお示しいただけるというような情報がありまして、そちらが示されますと、岩切委員がおっしゃってくださったように、学校の中でどれだけのお子さんを受け入れられるスペースがあるのかも含めまして、もともとの受入れの数というのが決まってくると考えております。現在は、高等部の3年生が卒業されますと、その分お受けができるというところで、入学者の募集人数を県教育委員会と相談しながら確認させていただいて、教育長に相談して定めているところでございます。

**【岩切委員】**

今のところ全員勉強する機会が提供できているというふうに考えてよろしいですか。

**【高山指導課担当課長】**

はい。そのとおりでございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第8号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、議案第8号は原案のとおり可決いたします。

<以下、非公開>

**【小田嶋教育長】**

以下は非公開になります。

## 9 報告事項Ⅱ

報告事項No. 4 公文書開示請求拒否処分取消請求事件について

瀬川庶務課担当課長が説明した。  
報告事項N o. 4は承認された。

## 10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(14時54分 閉会)